

小名浜パワー事業化調査(株)(仮称)小名浜火力発電所
環境影響評価準備書に対する勧告について

平成21年5月28日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、小名浜パワー事業化調査(株)(仮称)小名浜火力発電所環境影響評価準備書について、小名浜パワー事業化調査(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所:福島県いわき市小名浜字高山34番地
- ・原動力の種類:汽力
- ・出 力:20万kW×2基

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成16年 6月10日
住民等意見の概要受理	平成16年 8月17日
福島県知事意見受理	平成16年11月12日
経済産業大臣勧告	平成16年12月 6日
環境影響評価準備書受理	平成20年 7月 1日
住民等意見の概要受理	平成20年 8月28日
福島県知事意見受理	平成20年12月25日
勧告期限の延長	平成21年 3月27日
環境大臣意見受理	平成21年 5月26日

問合せ先:電力安全課 吉田、河合
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

【小名浜パワー事業化調査㈱(仮称)小名浜火力発電所に対する勧告内容】

○温室効果ガス

1. 本事業は、他の化石燃料と比べ二酸化炭素排出原単位の大きい石炭を燃料としており、電気事業者を介して販売される電気の消費に伴う二酸化炭素排出量が増加する可能性があることから、最高水準の設備の導入、バイオマス混焼率の拡大等により、施設の稼働に伴う二酸化炭素排出量の実行可能な最大限の削減を図ること。
2. 平成20年7月29日に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」の趣旨を尊重し、今後策定される中期目標に係る事業者の責務を果たすこと。

以上について、その検討結果等を評価書に記載すること。